

第2回 受動喫煙対策専門委員会

令和7年12月25日

資料2

## 今後の議論について

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 本委員会での今後の議論について(案)

- 前回の健康増進法改正(平成30年)では、WHO等の勧告を踏まえ、東京オリパラを契機として、受動喫煙対策としての分煙を徹底することを目的として議論がなされた。
- 改正法施行後5年が経過し、「望まない受動喫煙」の機会は着実に減少傾向にあり、成果が見られている。一方で、法改正に基づく措置の一部については遵守されておらず、分煙をより一層進めていくにあたり、支障となる点等を洗い出す必要がある。
- 具体的には、喫煙ができる場合に必要な掲示や、20歳未満の立ち入りに関する掲示が不十分であるという実態や、特に「喫煙目的施設」を中心に、施設側が自身の施設類型を理解していないという実態が明らかとなった。
- 委員会でも、特に喫煙目的施設を中心に、①運用の改善や徹底が求められる、②制度が複雑でわかりにくいたといった指摘があったところ。施設のみならず、喫煙者、非喫煙者に制度を分かりやすい形でより理解を促進し、「望まない受動喫煙」がない社会を推進することが求められる。

- 以上の状況を踏まえ、今後の委員会での議論を以下のとおり進めてはどうか。
- 改正法施行後の実態の把握を進め、制度の運用改善について議論を進めていくこととしてはどうか。
- その際、措置により影響を受ける関係団体に対するヒアリングを通じて、実態を把握するほか、別途、自治体との意見交換やワーキンググループ(非公開)の場を設けて集約した意見等を踏まえて検討を進めてはどうか。

# 今後のスケジュール(案)

論点	第1回 (11/25)	第2回 (12/25)	複数回 (2月~)	(4月以降)
附帯決議関係の検討事項				
指定たばこ (加熱式たばこ)	議題の提示	議論事項の提示	関係団体ヒアリング 1月~3月頃 地方自治体との意見交換会 (非公開)	研究結果報告 データ提示 ヒアリング結果報告 自治体意見交換告 とりまとめ素案提示
既存特定飲食提供施設				
子どもが利用する 第1種施設の屋外喫煙所				
その他の検討事項				
喫煙目的施設				

# 関係団体ヒアリングについて(案)

- 措置により影響を受ける関係団体からのヒアリングについては、以下のとおりとしてはどうか。

## 形式等

- 対象者については、①措置を遵守する団体(飲食店関係等)、②たばこ産業に関わる団体、③法律の専門家を選定。その際、所管省庁や関係者と相談し、事務局において委員長と相談の上、決定する。
- 受動喫煙対策専門委員会での公開のヒアリングとする。
- ヒアリング事項を事前に送付し、必要に応じ、資料の提出を得て実施する。

## ヒアリング事項

- ① 改正法施行後5年が経過した現在の業界等の状況(法律の施行状況)について、団体等において把握しているデータ等をもとに、以下の点を中心にご教示願いたい。
  - 法律の遵守に向け、現在実施している取組、今後の取組方針 等
- ② その他

# 地方自治体との意見交換について(案)

- 地方自治体との意見交換について、以下のとおりとしてはどうか。

## 形式等

- 対象は都道府県、保健所設置市、特別区(計157団体)とする。
- 事務局が非公開で行う形式とし、結果をとりまとめて、本委員会に報告する。
- 意見交換(質問)事項を整理し、対象全自治体に質問を送付。その回答をもとに、ウェブなどを活用し、双方向でのやりとりを行う。議論の状況により、ワーキンググループを作り、いくつかの自治体との個別の意見交換も実施する。

## 意見交換(質問)事項

- ① 健康増進法に基づく受動喫煙対策の事務を実施するにあたって(関連して)、
  - 制定した条例等
  - 事務に関する現状と提案
- ② 喫煙目的施設について
  - 各自治体で把握している実態
  - 事務に関する現状と提案